

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和6年2月1日

支出負担行為担当官

秋田地方法務局長 本間 与志雄

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

秋田地方法務局地図作成現地事務所機械警備業務委託契約

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和6年4月5日から令和6年12月27日まで

(4) 委託場所

仕様書のとおり

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

なお、後記5(1)エの提出書類について、当局の審査に合格した者は、同資格を有するものであると認める。

- (4) 官公署から指名停止を受けていない者であること。

- (5) 秋田県内に営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する権限を有している事業場をいう。）を有する者であること。

- (6) 警備業法第4条（昭和47年法律第117号）に定める都道府県公安委員会の認定を受け、同法40条に規定する届出を行っている者であること。
- (7) 同法第43条及び「警備業法施行細則（平成6年6月10日秋田県公安委員会規則第6号）」に基づき、警備員、待機所及び車輛その他の装備の配置が、基地局（警備本部）において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に警備対象施設に警備員を到着させることのできるものであること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号

秋田地方法務局会計課施設係（担当 櫻田）

電話：018-862-1128

Mail : m.sakurada.26p@i.moj.go.jp

4 仕様書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公示日から令和6年2月22日（木）までの午前9時から午後5時15分までとする。（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

(2) 交付場所

前記3のとおり（電子メール、ファクシミリ受信等の方法により交付を希望する場合は、前記3に問合せをすること。）

5 提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 見積書（要押印）

イ 令和4・5・6年度法務省競争参加資格審査結果通知書（写し）

資格審査結果通知書に記載されている住所、会社名及び代表者等に変更がある場合は、資格審査結果通知書からの変更が明らかとなる登記事項証明書等の添付をすること。

ウ 暴力団排除に関する誓約書

誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合の見積書は無効である。

エ 前記2の(5)を示す資料（支店の登記のある登記事項証明書等）

オ 警備業法第4条における認定を受け、同法40条に規定する届出を行っていることを証する書面（写し）

カ 警備業法第43条に定める即応体制が整備されている必要があるため、履行場所周辺における基地局・待機所等の所在及び警備員数、車両数等を記載した書面

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

(3) 提出期限

令和6年3月1日（金） 17時15分まで

(4) 提出場所

前記3のとおり

6 見積合わせの日時

令和6年3月4日（月） 午前10時（非公開）

7 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

8 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは、無効とする。

9 契約保証金の納付

なし

10 契約書又は請書の作成の要否

要

11 その他

- (1) 見積書作成及び提出に係る費用は、全て参加者負担とする。
- (2) 支出負担行為担当官の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (4) この公示に示した業務を履行することができると支出負担行為担当官が判断した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。

以上